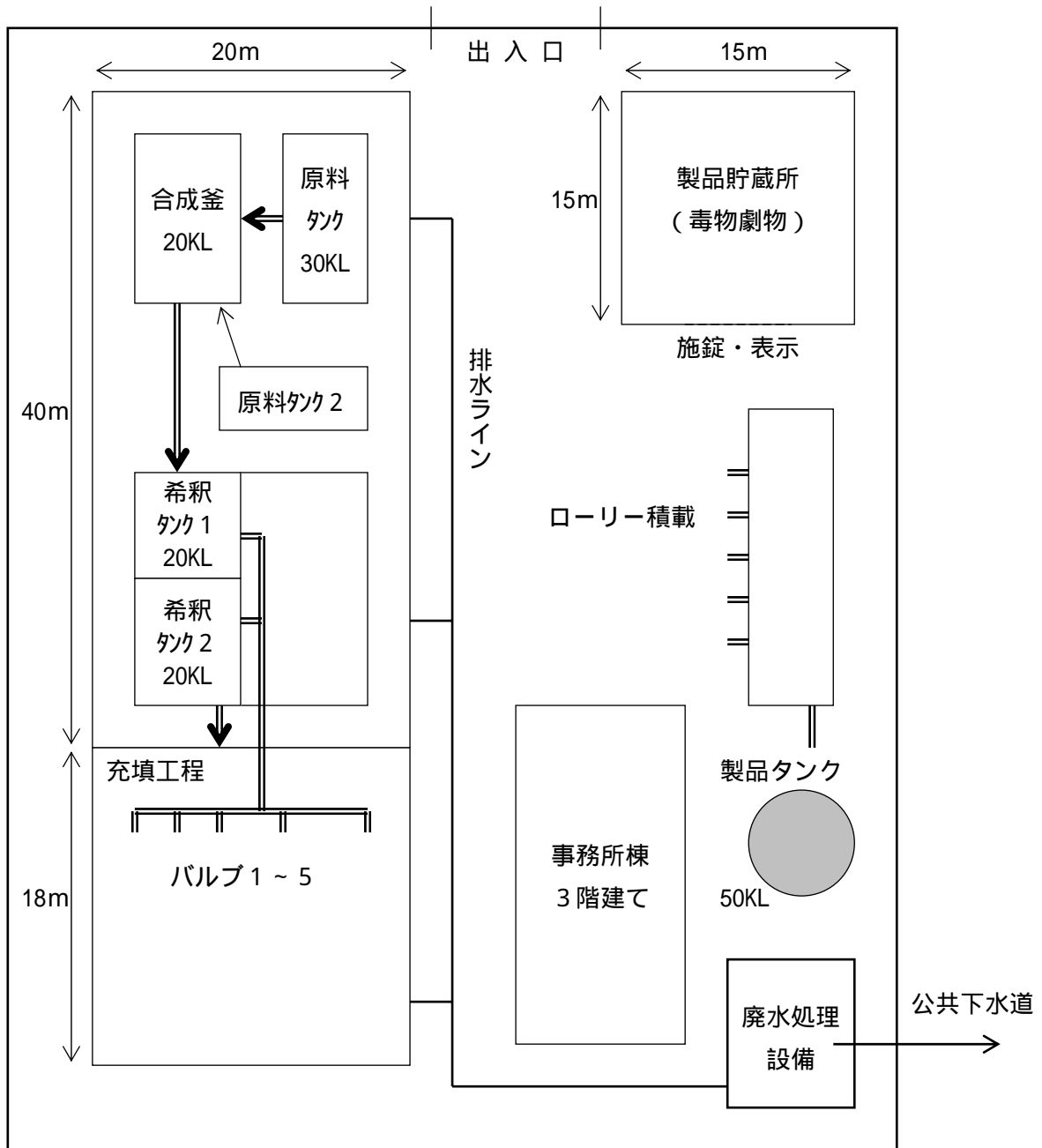
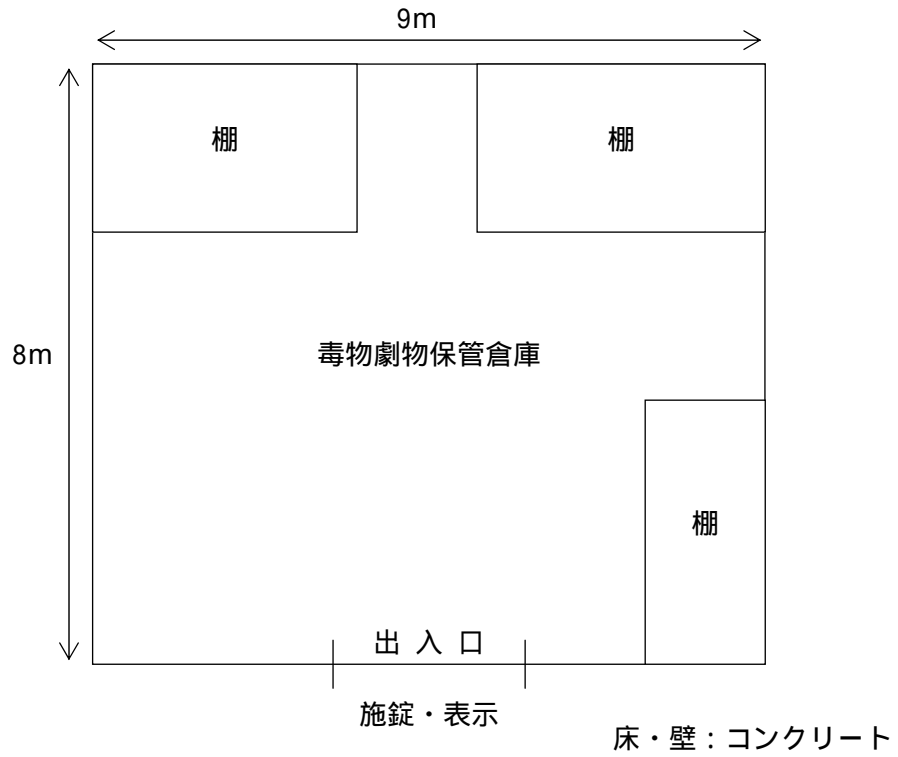
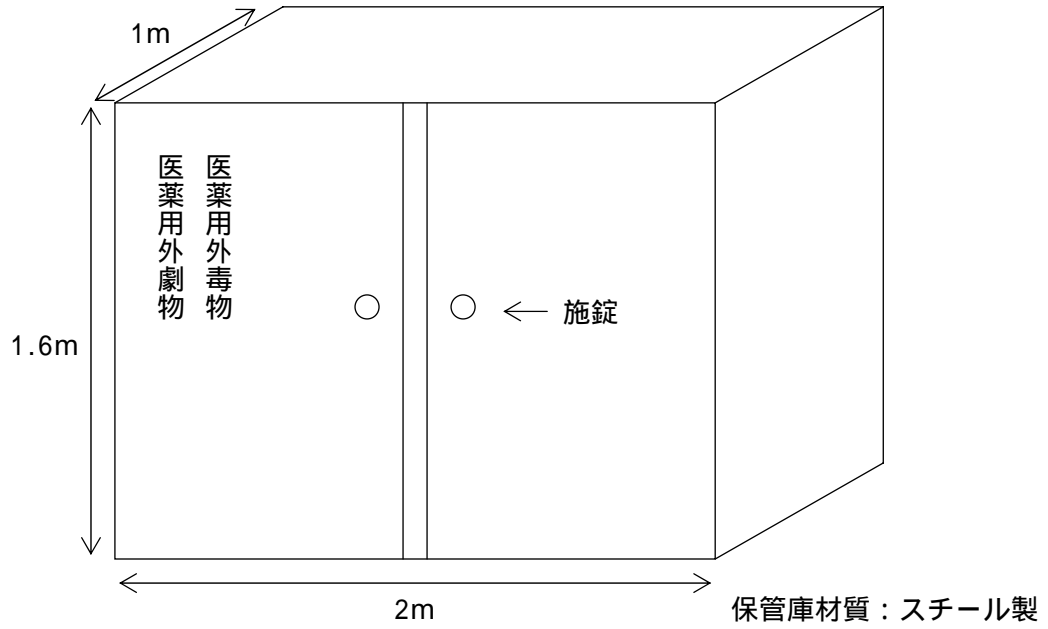


< 事業場の平面図記載例 >



< 毒物劇物保管場所の概要図記載例 >



<事業場の平面図に関する留意事項>

定規等を用いて縮尺で正確に作成すること。

寸法及び方角等を記載すること。

「出入口」及び「通路」を明確に記載すること。

電気めっきを行う事業、金属熱処理を行う事業及びしろありの防除を行う事業にあっては「毒物劇物保管場所」を、運送の事業にあっては「車庫」を明確に記載すること。

電気めっきを行う事業及び金属熱処理を行う事業にあっては、「無機シアン化合物又はその製剤を使用する場所」や「廃水処理設備等の設置場所」を明確に記載すること。

<毒物劇物保管場所の概要図（毒物劇物運搬車両の写真）に関する留意事項>

毒物劇物保管場所については、施錠及び「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示箇所を記載すること。

床及び壁の材質を記載すること。

出入口が数箇所ある場合には、各々の施錠及び「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示箇所を記載すること。

毒物劇物運搬車両の写真（運送の事業の場合）については、0.3m平方の板に地を黒色、文字を白色として「毒」と表示し、車両の前後の見やすい箇所に掲げていることを確認できるものであること。また、1回につき1000kg以上運搬する場合には、容器又は被包の外部に、その収納した毒物又は劇物の名称及び成分の表示がなされていることを確認できるものであること。